

自転車指導啓発重点路線（鹿嶋警察署）

令和8年2月



この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 並進通行

【重点路線選定理由】

国道124号 鹿嶋消防南交差点～谷原交差点

- ・歩道の幅員が広く、直線道路であるため速度が出やすい
- ・小売店や飲食店が多く、自動車が駐車場に出入りする際に歩道上で衝突する事故が多い
- ・携帯電話等を見ながらの「ながら運転」が多い



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が行き通ることができる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まらせたり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 信号を守る！

歩道を走行する時は、歩行者用の信号機を守り、車道を走行する時は、車両用の信号機を守りましょう。

3 夜間は自分の身を守るためにもライトを点灯！

ライトを点灯させ、反射材を着用する等の運転者から目立つ方法・服装で走行しましょう。

4 無理な道路の横断はしない！

無理な横断は危険です。信号機がある場所で横断するようにしましょう。